

市営住宅だより

平成28年度
春号

編集・発行
〒420-8602
葵区追手町5-1

公益財団法人
静岡市まちづくり公社
住宅管理課
：221-1253(静岡)
354-2238(清水)
<http://s-jutaku.com>



家賃納付書の発送について

平成28年度上半期の家賃の納付書を、4月11日(月)に発送いたしました。

現在、自主納付をされている方は口座振替への切り替えをお勧めします。納付書と印鑑を持って、金融機関へ行き、窓口で「公共料金の引き落としの手続きをしたい」と申し出てください。

また、家賃の納付に関する相談や納付書の再発行は、住宅政策課(221・1289)までお問い合わせください。



収入申告書の提出について

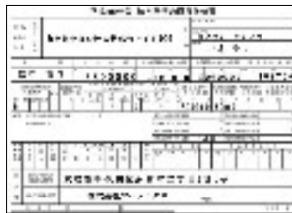
平成28年度の収入申告書の締め切りは3月18日(金)でしたが、提出はお済みでしょうか。(右側にオレンジ色のラインが入った用紙です)

これは『平成29年4月』からの家賃を決めるために、平成27年の収入のわかるものを添付し提出していただく書類です。収入申告書の提出が無い場合、民間住宅並みの高額な家賃になりますので、未提出の方は早めの提出をお願い致します。また、添付書類については、窓口でのコピーはできません。お手数ですが、コピーを取ってから郵送又は窓口まで

お越しく下さい。

なお、例年通り夏頃までに内容を精査し、書類が不足している方や不明な点がある方には、再調査の依頼を致しますので、よろしくお願致します。

《見本：源泉徴収票》



引越しシーズンです

市営住宅では、世帯の中での異動があった場合には、戸籍住民課とは別に住宅政策課へも異動の届け出をする必要があります。必ずまちづくり公社の窓口まで届け出をし

ベランダの利用について



入居のしおりにも記載してあるように、ベランダの手すりにBSアンテナ等を設置したり布団を干したりすることは禁止です。風にあおられ落下する恐れや、布団を干す際に転落する危険がありますのでベランダの内側にお願致します。

また、一部団地では避難経路確保のためにどうしてもベランダの手すりやベランダ外の物干し竿に干さなければならぬ場合があります。

また、ベランダで喫煙する際は、周囲の迷惑にならないように注意してください。

また、タバコの灰が落ちてくることや、煙が気になるという方も



また、ベランダで喫煙する際は、周囲の迷惑にならないように注意してください。ベランダでタバコを吸う場合は、タバコの灰が落ちてくることや、煙が気になるという方も

らつしゃいますので、喫煙マナーを心がけてください。



ペットの飼育や餌付けは禁止

市営住宅では、犬や猫、鳥などペットの飼育及び預かりは禁止されています。飼っている本人には癒しであっても、ペットの臭いや鳴き声は、他の入居者とのトラブルの原因ともなります。住宅内でペットを飼育すると柱や壁等に傷がつき建物の傷みも早く進行し、多額の修繕費を負担して頂く場合があります。



また、餌付けについても、近隣住民の迷惑になるのでおやめください。

イベント情報

第8回蛇塚まつり

いちごの産地でお祭りだ！地元のお祭りに使った特製手作りジャムや地場産品の販売、芝を使ったレクリエーション、お食事コーナー、ステージ演奏を開催します。

参加を希望の方は、当日直接会場へお越し下さい。

雨天の場合は、いちごジャム等の販売のみ開催となります。

日時 5月8日(日) 10時～14時
場所 清水蛇塚スポーツグラウンド

問い合わせ先

蛇塚まつり実行委員会
33555111



《団地自治会の活動に参加しましょう》